

《H30年度の保険料》

要 件			保険料率	年額保険料 (月額保険料)	保険料段階
生活保護を受けている人 世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している人			× 0.45 (注1) 軽減前 × 0.5	29,600円 (2,467円) ※軽減後	第1段階
本人が 市民税非課税	同じ世帯に いる人全員が 市民税非課税	本人の前年の公的年金等の収入金額 +公的年金以外の所得金額の合計額 (注2)が80万円以下の人			
		本人の前年の公的年金等の収入金額 +公的年金以外の所得金額の合計額 (注2)が80万円より多く120万円以下の 人	× 0.65	42,800円 (3,567円)	第2段階
		第1段階、第2段階の いずれにも該当しない人	× 0.75	49,400円 (4,117円)	第3段階
	同じ世帯に 市民税課税者 がいる人	本人の前年の公的年金等の収入金額 +公的年金以外の所得金額の合計額 (注2)が80万円以下の人	× 0.90	59,300円 (4,942円)	第4段階
		第4段階に該当しない人	× 1.00	65,900円 (5,492円)	第5段階 (基準額)
本人が 市民税課税	本人の前年の合計所得金額(注2)が 120万円未満の人		× 1.20	79,000円 (6,583円)	第6段階
	本人の前年の合計所得金額(注2)が 120万円以上200万円未満の人		× 1.30	85,600円 (7,133円)	第7段階
	本人の前年の合計所得金額(注2)が 200万円以上300万円未満の人		× 1.50	98,800円 (8,233円)	第8段階
	本人の前年の合計所得金額(注2)が 300万円以上500万円未満の人		× 1.70	112,000円 (9,333円)	第9段階
	本人の前年の合計所得金額(注2)が 500万円以上700万円未満の人		× 2.00	131,800円 (10,983円)	第10段階
	本人の前年の合計所得金額(注2)が 700万円以上の人		× 2.25	148,200円 (12,350円)	第11段階

(注1) 第1段階は、公費により軽減しています。

※年額保険料=基準額(第5段階)×保険料率

(注2) 土地等の譲渡に係る特別控除額を控除した額。